

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	母子保健法(養育医療以外)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新十津川町は、母子保健法(養育医療以外)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健法(養育医療以外)に関する事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道 新十津川町長

公表日

令和2年4月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法(養育医療以外)に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊婦の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の項番49
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号及び別表第2の69の2の項 <情報提供> 番号法第19条第7号及び別表第2の項番56の2、69の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長 長島 史和
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒073-1103 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1 新十津川町総務課総務グループ(Tel.0125-76-2131)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒073-1103 北海道樺戸郡新十津川町字中央307番地1 新十津川町保健福祉課健康推進グループ(Tel.0125-72-2000)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月14日	I 1. ③システム名称	健康管理システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	重要な変更にあたらぬ(システム名称の変更)
平成30年2月14日	I 5. ②所属長	課長 長谷川 雄士	保健福祉課長 遠藤 久美子	事後	重要な変更にあたらぬ(所属長名の変更)
平成30年2月14日	I 7. 請求先	新十津川町保健福祉課 〒073-1103 北海道樺戸郡新十津川町字中央307番地1 (総合健康福祉センター内) 電話0125-72-2000	〒073-1103 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1 新十津川町総務課総務グループ(TEL0125-76-2131)	事後	重要な変更にあたらぬ(特定個人情報の開示等の請求先)
平成30年2月14日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年2月20日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第14条第1項の規定に基づき、評価書の見直しを実施
平成30年2月14日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年2月20日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	同上
平成30年2月14日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	同上
令和1年6月28日	I 5. ②所属長	保健福祉課長 遠藤 久美子	保健福祉課長 長島 史和	事後	重要な変更にあたらぬ(所属長名の変更)
令和1年6月28日	II 1. いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第14条第1項の規定に基づき、評価書の見直しを実施
令和1年6月28日	II 2. いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	同上
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年4月27日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番49	<情報照会> 番号法第19条第7号及び別表第2の69の2の項 <情報提供> 番号法第19条第7号及び別表第2の項番56の2、69の2の項	事前	